

# 狭山事件の基本データ

2022年4月16日 巫

# 事件の経過

1963年（昭和38年）5月1日午後3時半ごろに、川越高校入間川分校別科1年生の中田善枝さん（16歳）が「今日は誕生日だから早く帰る」と言い残して下校。

午後6時50分になっても家に帰らなかったため、長兄が車で学校に行ったが、昼間部の生徒は全員帰宅したとのこと。駅に探しに行ったが、見つからなかった。

7時40分ごろ、夕食をとっていた善枝さんの家族が、ガラス戸に白い封筒が挟んであるのを発見。

中に脅迫状が入っていて、2日夜12時に、指定場所に20万円を持ってくるよう、警察に知らせると子供は殺すと書いてあった。

## 事件の経過

長兄と父親はすぐに駐在所に届け、狭山警察署で緊急捜査体制を敷く。

善江さんの姉が新聞紙で札束を作って、指定時間に指定場所に行った。40人ほどの刑事が指定場所で張り込んでいた。

0時10分ころに30メートルくらい離れた茶畑から、男が姉に声をかけ、姉が出てくるように言ったが、男は張り込みに気づき、逃げてしまった。

約一か月前に東京で起きた吉展ちゃん誘拐殺人事件で犯人を取り逃がしていた警察は面目丸つぶれになった。

警察は5月3日から聞き込み捜査や物証により捜査したが、手掛かりを得られず、行き詰った。

5月4日に善枝さんの強姦殺人された遺体が発見され、犯人の血液型がB型だと分かった。

## 事件の経過

逃げた男の足跡を確認し、警察犬に追わせたところ、警察犬が臭いを追えなくなった地点の近くに、養豚場があり、その経営者と従業員の多くが被差別部落出身者だった。

当時、狭山地区には被差別部落があり、相当数の被差別部落出身者が住んでいたが、部落解放運動の力が弱く、被差別部落民を含め、部落差別の問題が意識されていなかった。

# 差別的な捜査

警察は、犯人は被差別部落出身者だと目星をつけて、地域の被差別部落出身者の筆跡鑑定を強要。

何人かの容疑者を雑な認定で逮捕したが、当時24歳だった石川一雄さんが真犯人であると決めつけ、報道機関にもリークしたようである。

5月23日に石川さんをケンカなどの別件で逮捕した。

## 差別的な捜査

この裁判で重要なのは、

1. 石川さんが被差別部落の生まれであること
2. 別件逮捕により捜査が進められたこと
3. もっぱら、被告の自白に基づいて裁判が進められたこと

である。

別件逮捕後、石川さんは狭山警察署に身柄を置かれ、朝早くから遅くまで、取り調べを受けた。

## 差別的な捜査

取り調べの内容は、別件のことではなく、善枝さん殺しのことだった。

石川さんは別件については認めたが、善枝さん殺しについては否認し続けた。

逮捕された5月23日の後、5月30日、6月3日、7日、13日、15日に弁護士の接見が許され、それぞれに時間は30分ほどだった。

6月17日に別件で起訴され、保釈されたが、同日に善枝さん殺しの嫌疑で再逮捕された。

再逮捕後、身柄を狭山警察署から川越警察署に移され、狭山署の扱いから掌をかえしたような厳しい扱いを受けるようになる。

## 差別的な捜査

弁護士は、再逮捕の知らせを受けてすぐに川越署分室に行ったが、接見を許されず、接見禁止に対する準抗告の手続のために浦和地裁や裁判官官舎を訪れて、手続きを行った。

弁護士が接見できたのは18日の朝だが、接見時間を5分間に制限。

6月20日の午前中、28日、7月6日に5分間の短時間の接見があった。

別の弁護人が同じような状況の接見を何度か行った。

石川さんは、6月20日から22日までの間に、自分を入れて3人の犯行であることを「自白」。

次いで、これを否定して、6月22日ごろから26日の間に自分の単独犯行であることを「自白」した。

石川さんは7月9日に、善枝さん殺しの嫌疑で起訴された。



# 三大物証

川越署に移されてから、「自白」し、起訴されるまで、接見が禁止されており、弁護人は極度に制約された状態でしか接見できなかった。

自白の信頼性を証するものとして、三大物証というものがある。

石川さんが、善枝さんの持ち物だったカバン、腕時計、万年筆を置いた場所を「供述」し、警察が調べたところ、そこでみつかったというものである。

細かい分析は省くが、これは取調官が書いた筋書きを石川さんに「自白」させ、後でそこで「物証」を「発見」したものと強く推察され、私は自白を補強する証拠にはならないと考える。

# 一審判決と控訴審における犯行否認

起訴された後、石川さんは第一審では、「自白」を維持した。

1964年3月11日の第11回公判で、浦和地裁は死刑判決を言い渡した。

石川さんは控訴し、9月10日の東京高裁での第一回公判で、弁護士と一言の相談もなく、「私は善枝さんを殺していない」と（公判廷では）初めて犯行を否認し、無罪を主張した。

# 石川さんが「自白」を一審で維持した事情

石川さんが一審で「自白」を維持した事情がその後明らかになった。

1. 弁護士は信頼できず、刑事さんの方が信頼できるという意識を注入された。

弁護士との接見を極度に制限し、警察署の代用監獄と取調室でほぼ一か月間、刑事・検事のマインドコントロールを受けて、その中で石川さんに同情的なそぶりを示す刑事がいれば、当然、その人に好感を抱くことは容易に推測できる。

2. 別件でも10年の有罪になるが、自白すれば10年で出所できるようにしてやると刑事に言われた。

3. 石川さんのお兄さんが真犯人であるという誤情報を信じ込まされ、身代わりに自白するよう誘導された。

## 第二審のでたらめ判決

第2審では、裁判長が久保正勝、津田正良、江崎太郎、井波七郎と代わり、審理期間は10年を超え、1974年10月1日に、寺尾正二裁判長が無期懲役の判決を言い渡した。

寺尾裁判長は、公判において、差別問題を勉強したとか思わせぶりなことを言い、膨大な判決書（蛇足判決）の中で、取調段階の異常性に触れつつ、自白の信用性があるとして、有罪であると判断した。

# 支援運動における日本共産党と新左翼の対立

1960年代から70年代にかけて、全共闘運動や新左翼運動がさかんになり、狭山裁判の支援もその課題になっていた。

従来、日本の戦後左翼運動には日本共産党と日本社会党の二つの系統があったが、ソ連におけるスターリン批判やハンガリー動乱を経て、トロツキズムを容認する人たちや、中国文化大革命の影響による毛沢東支持の党派がある程度力を持つようになり、日本社会党がこれらの人々に融和的であったのに対し、日本共産党は全面的にこの流れに敵対し、武力衝突も頻発していた。

狭山裁判では、中核派や社青同解放派などの新左翼党派が、この事件の支援を闘争の課題として、部落解放同盟とも影響しあい、東京高裁長官室乱入事件や寺尾正二裁判官の襲撃事件などの実力闘争も起こった。

## 支援運動における日本共産党と新左翼の対立

日本共産党は、部落解放同盟と対立するようになり、同和事業で部落の環境が改善したのち、日本の部落差別問題は消滅したというような見解を述べるようになった。

このような対立が狭山事件の支援運動にも影響し、狭山事件を新左翼運動の暴力主義と結びつけるような感覚が醸成されてきたような気がする。

しかし、狭山裁判はそのような党派対立とは無縁に冤罪事件として解決すべき事件だと思う。

## ミランダ原則－アメリカ合衆国における自白の任意性の判断基準

狭山事件控訴審判決の寺尾正二裁判長のように、日本における自白の任意性の判断は、基準のはっきりしない裁判官の自由心証により、決定されている。

アメリカの裁判は公正だとか、冤罪がないとか、自白の強制がないなどというのは、幻想あるいは妄想であるが、自白の任意性については、連邦最高裁の判例で一応、基準が定められている。

1966年に米連邦最高裁はミランダ判決を出した。

この判決では、すべて身体拘束下での取調べは、本来的に強制的であるとの基本認識に立ち、その強制的要素を払拭するためには、取調官が事前に

①黙秘権の存在

②自白すれば自己に不利益な証拠となる可能性があること

③弁護人の立会を求める権利があること

を被疑者に告知・説明し、取調に先立つ警告を与えることが不可欠である。

被疑者がこの警告を理解したうえでの有効な権利放棄をしたと認められないかぎり、身体拘束下のすべての自白は憲法違反であると宣言している。



しかし、実際の刑事裁判ではこの原則が形骸化し、自白の強制による冤罪の死刑判決が多数発覚したので、取調の完全可視化のような議論が進められてきた。

以上